

平成27年 月 日

広島県知事様

就学支援金受給資格認定の申請を行わないことの申出書

私は、高等学校等就学支援金の受給資格認定の申請書を提出しません。

なお、課税状況等に変更があった場合は、別途就学支援金受給資格認定申請書を提出します。

学 校 名 : 広島翔洋高等学校

所 属 : 科 年 組

生 徒 氏 名 :

**申出書の提出にあたり、次の点をご確認ください。**

- 1 就学支援金は、申請又は届出を行わない場合、受給することができません。  
この場合、所定の授業料全額を納付する必要があります。
- 2 就学支援金は、返済不要です。
- 3 就学支援金の算定基礎となる保護者等の所得状況は、保護者等全員の市町村民税所得割額により判定します。  
具体的には、その金額が304,200円未満である場合、就学支援金が支給されます。  
(1) 判定に用いる金額は、所得税又は県民税の額ではありません。  
(2) 非課税者や生活保護受給世帯であることを理由として、支給対象から除外することはありません。